

# 研究ノート

## ベルギー人道法、その後

村 上 太 郎\*

- I 1993/1999年ベルギー法の変遷
- II 2003年8月5日の法律
- III さらなる改正

### I 1993/1999年ベルギー法の変遷

本稿は、ベルギーの「国際人道法の重大な違反の処罰に関する法律」（1993年6月16日の法律、改正1999年2月10日）いわゆる「1993/1999年ベルギー法」を分析した拙稿に続くものであり<sup>1)</sup>、2003年8月に同法が形の上では廃止された後のベルギー人道法の動きを紹介するものである。

この「1993/1999年ベルギー法」は、元々はジュネーブ諸条約の国内的实施を目的としており、その後、旧ユーゴスラビアでの殺戮の実行者を裁く目的もあって、ジェノサイド、人道に対する罪に対する罰則を付与したものである。しかし、この法律が、国際法上の犯罪のうちコア・クライム（戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する罪）に対する「不在」普遍主義（*la compétence universelle in absentia*）<sup>2)</sup>及び「免除」（*l'immunité*）<sup>3)</sup>の適用除外という例外的な特徴を有していたため、ベルギー国内では訴訟が乱発、政治化し、多数の外国の現職／元国家元首が訴追された。

米国、イスラエル等の圧力により、2003年4月23日に同法は改正された<sup>4)</sup>。しかし、それでもなお、その改正は不十分だとして米国の圧力は続き<sup>5)</sup>、結局、ベルギーは、2003年8月5日にさらなる新しい法律である「国際人道法の重大な違

---

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第6巻第1号2007年3月 ISSN 1347 - 0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程修了（2000年法学博士号取得）

1) 拙稿「国際人道法の重大な違反の処罰に関する1993/1999年ベルギー法（一）（二・完）」『一橋法学』2巻2号（2003年）727-761頁、2巻3号（2003年）1077-1107頁。

反に関する法律」(Loi relative aux violations graves du droit international humanitaire)<sup>6)</sup>を制定した。その結果、「1993/1999/2003年法」は独立した法律としては姿を消すこととなったのである。しかし、「一見して」廃止されたとされる「1993/1999年法」の二大特徴であった「不在」普遍主義と免除の適用除外は、将来の実定国際法の発展を待って、それに対応できる復活の規定を置いているのであり、単純に「廃止された」と結論するのは尚早である<sup>7)</sup>。本稿はこの点を軸に、そして8月5日以後の新たな動きも併せて紹介する。

## II 2003年8月5日の法律<sup>8)</sup>

まず、2003年8月5日の法律27条により、「1993/1999/2003年法」は廃止されることとなった。そして、処罰対象としてジェノサイド、人道に対する罪、戦争

- 
- 2) この容疑者が自国に不在でも行使できる普遍主義は、学者によっては、「絶対的世界主義」(la compétence universelle absolue)あるいは「純粹世界主義」(la compétence universelle pure)と呼ばれている。ところで、「la compétence universelle」を国際法学者は「普遍的管轄権」と訳している。これに対して、(国際)刑法学者である森下忠名誉教授は、この訳語は不適切であると繰り返し主張している。すなわち「管轄権」とは一国家に与えられた「裁判権」を事物、土地、審級という一定の基準によって各裁判所に分配したものをいうのであって、よって«compétence»は「裁判権」の意味であるという。つまり、「la compétence universelle」は、「le principe de la compétence universelle」の略称であり、「世界的裁判権主義」、簡略して「世界主義」の訳が最も適当であるとする(森下忠『刑法適用法の理論』(成文堂、2005年)212-213頁)。しかし、compétence/jurisdictionの国際法上の第一の意味は「国家管轄権」であり、la compétence universelle /universal jurisdictionを国家に与えられたそれと考え、「普遍的管轄権」と訳すことも間違いではないと思われる。V. Société française pour le droit international, *Les compétences de l'Etat en droit international*, Colloque de Rennes, Pedone, Paris, 2006.
  - 3) 「免除」には、「裁判権免除」(l'immunité de juridiction)と「執行権免除」(l'immunité d'exécution)とがある。
  - 4) *Moniteur belge*, 7 mai 2003, pp.24846-24853.  
<<http://www.ejustice.just.fgov.be/cgi/welcome.pl>>
  - 5) 「1993/1999/2003年法」の現状では、職を退いた元国家元首や元大臣等が国際組織の会合でベルギーを訪れた場合に、逮捕される可能性が残されていた。そこで、ラムズフェルド米国防長官は、2003年6月12日、ブリュッセルはNATOの本部としてふさわしくなく、現状では国際会議を行うことはできない旨の声明を發した。<<http://www.defenselink.mil/transcripts/2003>>
  - 6) *Moniteur belge*, 7 août 2003, pp.40506-40515.
  - 7) その意味で、拙稿、註1の追記は訂正したい。

犯罪、ジュネーブ諸条約共通第3条の重大な違反行為、同第二追加議定書15条の重大な違反行為が、国際刑事裁判所規程（ローマ規程）6条から8条を踏襲しつつも、より踏み込んだ形で定義され、ベルギー刑法典の中に「第2巻第1編の二」（le livre II titre I bis）<sup>9)</sup>として、新しく挿入されることとなった。「1993/1999/2003年法」は形の上では廃止されたが、その中身は刑法典に挿入という形で残されたのである。

次に、その新しくなった刑法典の適用の手続について、2003年8月5日の法律は、「刑事訴訟法典序編を内容とする1878年4月17日の法律」（Loi du 17 avril 1878 contenant le titre préliminaire du Code de procédure pénale）及び刑事訴訟法典（Code d'instruction criminelle）を改正した。この点を以下で論じる。

## 1 免除の適用除外について

まず、刑事訴訟法典序編1条の二が新たに挿入された<sup>10)</sup>。これは、「1993/1999/2003年法」が、単に、国際法の範囲内でのみ免除を適用する、としているのに比べると、よりきめ細かな規定となっている。この1条の二の要点は、第一に、1項で免除を享受できるのはあくまでも現職の国家元首、政府の長、外務大臣等国家を代表する者であるという点、第二に、2項で新たにベルギーやそこに本部がある国際組織に招待されて国際会議に参加する個人に対する訴追が排

- 
- 8) V. d'ARGENT (Pierre), « L'expérience belge de la compétence universelle », *Revue générale de droit international public*, t.108, 2004/3, pp.597-631; 森下忠「ベルギーのいわゆる世界的裁判権法」『判例時報』1848号（2004年）23-24頁。また、*La compétence universelle, Annales de droit de Louvain*, Vol.64, 2004, n° 1-2/*Revue de droit de l'ULB*, Vol.30, 2004-2の特集号の各論文（A.Schaus, Ph.Coppens, O.Corten, E.David, Ph.Gautier, P.d'Argent, O.de Schutter, H.-D.Bosly, M.Singleton, Ph.Meire）も参照。
- 9) Sur les textes intégraux, v. BEERNAERT (Marie-Aude), TULKENS (Françoise) et VANDERMEERSCH (Damien), *Code pénal*, 6<sup>e</sup> éd., Bruylant, Bruxelles, 2004.
- 10) 「第1条の二 第1項 国際法に従って、訴追は次に対する場合には排除される。  
— 現職にある外国の国家元首、政府の長及び外務大臣、そして他の国際法によって免除を認められた個人。  
— ベルギーを拘束する条約に基づき、全体的あるいは部分的に免除を享受する個人。国際法に従って、ベルギー当局あるいはベルギーが本部協定を結びベルギーに設置された国際組織によって、ベルギー領域内に滞在するよう公式に招待されたあらゆる個人に対しては、その滞在の間は、公訴の提起に関するいかなる強制措置もなされえない。」

除された点にある。第二の点は「免除」というよりも「不可侵」(l'inviolabilité)であり、ブリュッセルの国際的首都としての地位を確保するためのものである<sup>11)</sup>。ここでいう「不可侵」とは、身体的に抑留、拘禁できないことを意味する<sup>12)</sup>。この規定は1969年の「特派使節団に関するニューヨーク条約」(Convention on Special Missions)の規定と同趣旨のものであるが(29条、31条)、ベルギーは同条約の当事国ではない<sup>13)</sup>。よって、この1条の二第2項は本来の不可侵の範囲を超えるものである。ただ、不可侵の範囲は、その者の公式訪問中に限定されており、かつ、公訴に関する強制措置のみが排除され、その他の司法的措置あるいは捜査は排除されていない。免除・不可侵の範囲を広げることによる不都合(国際法上の犯罪を行った者を処罰する国家の義務の違反)に関しては、それほど大きな問題とはならないであろう<sup>14)</sup>。そして、「国際法に従って」(conformément au droit international)という文言から、将来、国際法上の犯罪に対する免除が実定国際法上認められなくなった場合には、そのような法の発展に対応できるようになっているのが注目される。

この点、最近、外国国家による重大な人権侵害に対する民事賠償請求訴訟の分野において、国家免除原則の適用及び排除の両方の相反する実行が見られる<sup>15)</sup>。

有名な事例としては、拷問行為に関してクウェートの国家免除が認められた「アル＝アドサニ事件」欧州人権裁判所判決がある<sup>16)</sup>。一方、ギリシアの「ディストモ事件」においてリヴァディア地方裁判所は、第二時大戦中にドイツ軍によってギリシアで行われた殺戮行為について、ドイツの国家免除の適用を除外

---

11) V. d'ARGENT, *supra* note 8, p.627.

12) 国際法学会編『国際関係法辞典』(三省堂、1995年)105頁。

13) なお、日本もこの条約の当事国ではない。

14) *Cf. Ibid.*

15) V. BIANCHI (Andrea), « L'immunité des États et les violations graves des droits de l'homme : la fonction de l'interprète dans la détermination du droit international », *Revue générale de droit international public*, 2004/1, pp.74-79 ; 水島朋則「国際強行法規違反行為への外国国家免除の否定論について」浅田正彦編『安藤仁介先生古稀記念 二一世紀国際法の課題』(有信堂、2006年)97-122頁。

16) *Al-Adsani v. The United Kingdom*, Application no.35763/97, Judgment, 21 November 2001. <<http://www.echr.coe.int/echr>>

し、賠償判決を下した。ギリシア最高裁判所 (*Areios Pagos*) も、主権的行為 (*acta jure imperii*) と業務管理的行為 (*acta jure gestionis*) を区別し、後者に関しては国家は主権免除を暗黙に放棄していると判示し、前判決を支持した<sup>17)</sup>。この判決に対して、ドイツ連邦最高裁判所 (Bundesgerichtshof ; BGH) は、問題となった行為はドイツ軍の公的、主権的行為である等の理由から、ギリシアの判決は国家免除という国際法の原則に違反すると判示した<sup>18)</sup>。なお、賠償の実行は、ギリシアが国内法上の許可を与えていないため実施されていない<sup>19)</sup>。このことに関して、欧州人権裁判所で争われたが、裁判所は「アル＝アドサニ事件」判決を踏襲し、人道に対する罪を *jus cogens* 違反と認めつつも、民事損害賠償について国家免除の適用を行った<sup>20)</sup>。

最近、最も注目を浴びているのが、イタリア破毀院 (Corte di Cassazione) が下した「フェッリーニ事件」判決である。イタリア破毀院は、原告のイタリア人に対してドイツ軍が第二次大戦中に行った強制労働は国際犯罪 (*crimini internazionali*) に当たりかつ *jus cogens* 違反であるから、国家機関の機能的免除 (*l'immunità funzionale*) は主張できないと判示し、被告ドイツの国家免除を否認したのである<sup>21)</sup>。しかし、機能的免除の議論は、(元) 国家代表者「個人」の免除の議論である<sup>22)</sup>。これを国家の主権免除に類推適用するのは革新的である。イ

- 
- 17) *Prefecture of Voiotia v. Federal Republic of Germany*, Case No.11/2000, Areios Pagos, May 4, 2000, *American Journal of International Law*, Vol.95, 2001, pp.198-201. この理由付けは付随的なもので、主権免除否定の主な理由は、法廷地国でなされた不法行為の場合には主権的行為であっても免除が制限される(欧州国家免除条約11条)という規定が慣習法となったとした点にあると分析される。水島、前掲註15、99-100頁。
- 18) *The Distomo Massacre Case (Greek Citizens v. Federal Republic of Germany)*, June 26, 2003, *International Legal Materials*, Vol.42, 2003, pp.1030-1055.
- 19) See *ibid.*, p.1031.
- 20) *Kalogeropoulos et autres c. la Grèce et l'Allemagne*, Décision sur la recevabilité de la requête no 59021/00, Première section de la Cour européenne des droits de l'homme, 12 décembre 2002, « en droit », par.D, a.
- 21) Cassazione (sez. un. civ.), 11 marzo 2004 n.5044, *Ferrini c. Repubblica federale di Germania*, *Rivista di diritto internazionale*, Vol.87, 2004, pp.550-551, paras.11-12.
- 22) 「機能的免除」あるいは「事項的免除」(*immunity ratione materiae*) の議論は「ピノチェト事件」において顕在化した。「機能的免除」と「人的免除」(*immunity ratione personae*) の区別については、拙稿、前掲註1、1096-1102頁を参照。

タリア破毀院が挙げた諸外国の判例は、いずれも個人の機能的免除の議論を国家免除に拡大した判例ではないという批判がある<sup>23)</sup>。他方、国際共同体の様々な部門から出ている国家免除に対する幅広い反対を無視することはできず重大な人権侵害における国家免除の否定は必ずしも国際違法行為に当たらないとし、国家の被害者救済義務の観点から同判決に肯定的な見解もある<sup>24)</sup>。既存の法としては (*de lege lata*) 先例がないが、将来の法としては (*de lege ferenda*) 新たな慣習法への一歩であるとする見解もある<sup>25)</sup>。

これに対して、英貴族院 (House of Lords) のBingham of Cornhill卿は、2006年6月14日の「ジョーンズ事件」判決の中で、「フェッリーニ事件」判決が学説で批判にさらされていることからこれを「嘆かわしい浅薄な事物」(deplorable superficiality) とし、国家免除は実体法ではなく手続法であると述べた<sup>26)</sup>。そして他の貴族院裁判官もこれに同意し、結局、英貴族院は、全員一致でサウジアラビア内務省及び同国警部補らの拷問行為に関する裁判権免除を認めたのである。学説も、免除原則は手続法 (二次法規) であり、一次法規の *jus cogens* 違反と抵触するという考え方は間違いであるとするものがある<sup>27)</sup>。「国及び国の財産の裁判権免除に関する国際連合条約」(2004年12月2日採択、未発効)においても、国連第六委員会および総会は、重大な人権侵害が国家免除の例外となるかは未だ十

---

23) See DE SENA (Pasquale) and DE VITTOR (Francesca), "State Immunity and Human Rights: The Italian Supreme Court Decision on the Ferrini Case", *European Journal of International Law*, Vol.16, 2005, p.109.

24) See IOVANE (Massimo), "The Ferrini Judgment of The Italian Supreme Court: Opening up Domestic Courts to Claim of Reparation for Victims of Serious Violations of Fundamental Human Rights", *Italian Yearbook of International Law*, 2004, pp.176-191.

25) See FOCARELLI (Carlo), "Denying Foreign State Immunity for Commission of International Crimes: The Ferrini Decision", *International and Comparative Law Quarterly*, Vol.54, 2005, pp.956-957.

26) *Jones v. Ministry of Interior Al-Mamlaka Al-Arabiya AS Saudiya (the Kingdom of Saudi Arabia) and others*, Opinions of the Lords of Appeal for the Judgment in the Cause, paras.22, 24. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200506/ldjudgmt/jd060726/whall-1.htm>>

27) V. TOMUSCHAT (Christien), « L'immunité des États en cas de violations graves des droits de l'homme », *Revue générale de droit international public*, 2005/1, pp.51-74. Cf. d'ARGENT (Pierre), *Les réparations de guerre en droit international public*, Bruylant/LGDJ, Bruxelles/Paris, 2002, pp.801-803.

分に確立していないとして、新たな例外には含めないことにした<sup>28)</sup>。

現段階においては、国際法上の国家免除原則は、混乱状態にあり結論を出すのが難しい<sup>29)</sup>。しかし、あくまでも上記の議論は、民事訴訟における国家免除についてである。個人の刑事裁判における免除をいえば、現職の国家代表者に対する免除原則は、特別の条約（例えばジュノサイド条約4条）がない限り認められるとする判例、学説が現在でも有効であると見るのが妥当であろう。ただ、国家免除原則の変動が、将来、個人の免除原則にいかなる影響をもたらすか、今後、注視する必要はあろう<sup>30)</sup>。

## 2 「不在」普遍主義<sup>31) 32)</sup>

次に、2003年8月5日の法律によって、刑事訴訟法典序編第2章が大幅に改正された。この改正は、複雑でいくつかの問題を孕んでいる。すなわち、訴追における容疑者のベルギー国内への「所在性」条件について、改正された刑事訴訟法

- 
- 28) V. HAFNER (Gerhard) et LANGE (Leonore), « La Convention des Nations Unies sur les immunités juridictionnelles des États et de leur biens », *Annuaire français de droit international*, 2004, p.67.
- 29) 水島助教授は、詳細な議論を元に、現在では *jus cogens* 違反行為について、外国国家免除の適用除外は国際法上、確立していないと主張する。水島、前掲註15、102-109頁。川崎教授は、*jus cogens* の逸脱不可能性に基づく実行が、個人の免除や国家免除からの逸脱という「それぞれ特定の逸脱性の慣習法規則」の確立に寄与して行くであろうと分析する。See KAWASAKI (Kyoji), "A Brief Note on the Legal Effects of *Jus Cogens* in International Law", *Hitotsubashi Journal of Law and Politics*, Vol.34, 2006, pp.39-40.
- 30) 国際司法裁判所の「逮捕状事件」におけるアル＝ハサウネ判事は、重大な犯罪の実効的な除去は国際共同体の死活的利益 (vital community interests) を反映した *jus cogens* の性質を有し、規範の階層性によりこれが免除規則に優越すると述べ、このような制限は現在の確固とした確立に向かっている制限的国家免除の動きと調和していると主張する。Dissenting Opinion of Judge Al-Khasawneh, *I.C.J. Reports 2002*, para.7. 「人類の死活的利益」の「緊急な」保護のための措置として、例外的に特定の免除の適用除外が将来、行われるかもしれない。拙稿、前掲註1、1106頁。
- 31) 「不在」普遍主義という分析枠組は不要とする見解として、水島朋則「逮捕状事件」松井芳郎編集代表『判例国際法』（第2版、東信堂、2006年）388頁。
- 32) ヴェルウーヴェン教授は、国際私法の類推から、裁判所が普遍的管轄権に基づき事件を審理する時、外国の刑法を適用していないという適用法規の問題を提起する。V. VERHOEVEN (Joe), « Vers un ordre répressif universel ? Quelques observations », *Annuaire français de droit international*, 1999, p.67.

典序編12条は次の通り規定している。

「第6条第1号、第1号の二及び第2号、第10条第1号、第1号の二及び第2号として第12条の二に規定される場合を除いて、本章に関する犯罪の訴追は、容疑者がベルギーに所在する (*l'inculpé est trouvé en Belgique*) 場合に限り行われる。」(傍線部は改正部分)

すなわち、6条1号の二(「拡張された」能動的属人主義)、10条1号の二(「拡張された」受動的属人主義)、12条の二(国際法で義務づけられた裁判管轄)の場合に、潜在的に「不在」普遍主義が維持されている。国際法上の「信義誠実の原則」に従えば、行為地国、容疑者／被害者国籍国、容疑者所在国とベルギーとで裁判権が競合した場合、容疑者不在のベルギーよりも、より実効性の高い、より公正な裁判が行える国が選ばれるべきであろう。万国国際法学会 (Institut de droit international) の決議も、容疑者所在国は、普遍主義に基づき裁判を開始する前に、犯罪の行為地国または容疑者の国籍国に、「それらの国々が明らかにそうする意思がないかできない場合を除いて」その者を起訴する準備があるかどうかを尋ねなければならないとしている<sup>33)</sup>。つまり、関係国が裁判しない／できない場合に限り、補完的に普遍的管轄権は行使されるとしており、各国の裁判権の調整を行っている。これは、ベルギー法も同様である(後述)。2003年12月13日のスペイン全国管区裁判所 (Audencia nacional) の「グアテマラ・ジェノサイド事件」判決においても、普遍的管轄権は他に裁判する国が不在の場合のみに補完的に用いられるとしている<sup>34)</sup>。しかし、そのいずれの国も裁判する意思がない場合、ベルギーは、予審を開始し、容疑者の引渡しの要求を行い、場合によっては欠席裁判<sup>35)</sup>を行う可能性も考えられる<sup>36)</sup>。

\*

第一に、能動的属人主義を拡張する形で、2003年8月5日の法律は、「不在」普遍主義を保持している。一般的に能動的属人主義とは、犯罪行為者の国籍国が

---

33) Institute of International Law, Krakow Session - 2005, "Universal Criminal Jurisdiction With Regard to the Crime of Genocide, Crimes Against Humanity and War Crimes", Resolution, para.3 c). <<http://www.idi-iil.org/>>

34) 森下、前掲書註2、251頁。



その事件を裁判できるという国際法上の原則である。しかし、改正された刑事訴訟法典序編6条は、その対象に「ベルギー領域に主たる居所を有する」外国人も置いている<sup>37)</sup>。改正刑事訴訟法典序編12条によれば、6条1号の二の場合、容疑者がベルギー領域に「不在」でも、ベルギーは裁判権を有する。つまり、容疑者が外国人でかつベルギーに主たる居所を有している場合、批判され続け、廃止されたはずの「不在」普遍主義が残存しているといえる<sup>38)</sup>。

この「居所」に関する拡張は、近時、他の国でも見られる<sup>39)</sup>。その「主たる居所」の意味については、起草過程によれば、「合法的に」(légalement)に居住していようと「不正規に」(de manière irrégulière)に居住していようと無関係に訴追可能とし、その理由として居住の不正規性が免責につながることは實際上、理に反しているであろうからとしている<sup>40)</sup>。そして、同起草過程は、1992年7月19日の国王命令(Arrêté Royal)16条1項を援用し、「主たる居所の決定は、

35) ベルギー刑事訴訟法は、欠席裁判を認め、かつその判決に対する被告の異議申立てを認めている(381-385条。2000年6月30日の法律で改正)。なお、ベルギー破毀院は、欧州人権条約6条1項の公正な裁判を受ける権利は、本案の裁判所においてのみ適用されると解している。Cass., 24 octobre 1997, *Pasicrisie belge*, I, p.1077。しかし、欧州人権裁判所は、事前の取調べ、予審の際にもこれが適用されると解している。Cour européenne des droits de l'homme, 24 novembre 1993, Série A, n° 275, par.36 ; cités dans BOSLY (Henri-D.) et VANDERMEERSCH (Damien), *Droit de la procédure pénale*, 3<sup>e</sup> éd., la charte, Bruxelles, 2003, pp.37-38。

36) なお、日本の法制度における普遍主義については、相木俊宏「ジュネーブ諸条約及び第一・第二追加議定書に関する日本の国内法制」『国際法外交雑誌』105巻2号(2006年)62-67頁を参照。

37) 「第6条 ベルギー領域外において以下に関して、容疑者となったあらゆるベルギー人又はベルギー領域に主たる居所(sa résidence principale)を有するあらゆる者は、ベルギーで訴追されうる。

第1号 (略)

第1号の二 刑法典第二卷第一編の二に定義される国際人道法の重大な違反。(以下、略)」(傍線部は改正部分)

38) V. BOSLY (Henri-D.), « La compétence universelle : la perspective du droit de la procédure pénale », *in supra* note 8, p.270。

39) 例えば、デンマーク刑法7条、ノルウェー刑法12条3号、スウェーデン刑法2章2条、ルーマニア刑法4条など。Domizilprinzipとも呼ばれる。森下忠『新しい国際刑法』(信山社、2002年)44頁。

40) *Doc. Parl.*, Chambre, 51 0103/001, sess. extr., 2003, p.5. <<http://www.senate.be/>>

事実的状態、すなわち、その年の最も長い期間における一地域での実効的滞在の確認に基づくのであり、「この確認は、様々な要素、特に職に就いた後にその者が行き着いた場所、子供の通学の場所、仕事の場所、エネルギーの消費や電話の料金、配偶者やその他の世帯の習慣的な滞在に基づきなされる」とする<sup>41)</sup>。

6条1号の二が適用され、有罪の評決が下されたのが、2005年春の「ルワンダ訴訟第二」(le Procès Rwanda *bis*)<sup>42)</sup>である。1994年4月6日から4月22日までの間にルワンダのキブンゴ地方、キルワ地方において殺戮に加わった容疑で、ルワンダ人フツ族の異母兄弟であるEtienne Nzabonimana (ンザボニマナ)とSamuel Ndashyikirwa (ンダシキルワ)は、難民としてベルギーに滞在中、2002年12月、それぞれシャルルビークとアントワープで逮捕された<sup>43)</sup>。事件は、Vandermeersch (ファンデアミールス) 予審判事からブリュッセル控訴院弾劾部に移管され、2004年4月27日、弾劾部は、二人の容疑者がベルギーを「主たる居所」としていたことから刑事訴訟法典序編6条1号の二を根拠に、連邦検察官の論告を認め、事件をブリュッセル重罪院 (la Cour d'assises) に移管した<sup>44)</sup>。容疑はジェノサイド罪ではなく、ジュネーブ諸条約及びその追加議定書違反という戦争犯罪としてであった<sup>45)</sup>。これは1994年当時、ジェノサイドがベルギー法ではまだ処罰対象とされていなかったことによる<sup>46)</sup>。重罪院での裁判は、2005年5

---

41) *Ibid.*, p.4.

42) 筆者は6月8日から6月15日まで、実際に裁判を傍聴した。ルワンダからの証人は137名が予定されていたが、パスポートの問題等でかなりの数の証人がベルギーに入国できず、ルワンダ現地で証言を取ることになり、審理は大幅に遅れた。証言では、被告らが殺戮を計画した市場での集会に参加したのを見たか、被告らが市場に殺戮をする者達の乗ったトラックに乗って来るのを見たか、そのトラックの色やメーカー、被告らが殺戮を行っているの実際に見たか、などが焦点となった。多くの証人は、親や兄弟、姉妹を殺されており、ある証人などは、証言の途中で悲しみのあまり泣き出し、証言を続けられなくなったほどである。

43) *La Libre Belgique*, 9 mai 2005.

44) Arrêt de la Cour d'appel de Bruxelles, Chambre des mises en accusation, 27 avril 2004 (non pas publié), p.10.

45) Acte d'accusation (non pas publié), p.1.

46) Arrêt de la Cour d'assises de l'arrondissement administratif de Bruxelles-Capitale, 19 juillet 2005 (non pas publié), p.11. しかし、1999年法の起草過程では、同法は遡及適用される、とされていたはずである。*Doc. Parl.*, Chambre, 1863/2, sess.1998-1999, p.3.

月9日より始まり、約7週間後の6月29日、陪審団により二人に有罪の評決が出され<sup>47)</sup>、ンザボニマナに12年、ンダシキルワに10年の拘禁刑が下された<sup>48)</sup>。

1994年のルワンダでのジェノサイドを裁くためには、国連安保理決議955によってルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR) が設置されており、またルワンダでも各地方でガチャチャ裁判 (Gacaca、村落の意味) が行われている。しかし、ルワンダとベルギー間では犯罪人引渡条約がない<sup>49)</sup>。そこで、「ルワンダ訴訟第一」と同様、「ルワンダ訴訟第二」でも容疑者が見つかったベルギー国内で裁かれることとなった。今回もルワンダ当局はルワンダ人証人のベルギーへの出国を認め、評決後もそれに抗議をしておらず、刑事訴訟法典序編6条について、裁判権の争いは生じてはいない。しかし、加害者の国籍国とベルギーとの裁判権が競合することも起こりうる。その場合、どのようにして解決されるかは規定は置かれていない。しかし、国際法の原則に従えば、容疑者が外国人の場合はベルギーの裁判権は補完的に行使されると解される。

\*

第二に、受動的属人主義を拡張する形で、2003年8月5日の法律は、「不在」普遍主義を保持している。一般に受動的属人主義とは、犯罪被害者の国籍国がその事件を裁判できるという国際法上の原則である。改正されたベルギー刑事訴訟法序編は、「拡張された」能動的属人主義と同様、一定の条件を充たしている外国人が被害者の場合もこの原則を適用する (改正第10条<sup>50)</sup>)。刑事訴訟法典序編12条により、10条1号の二の場合、容疑者「不在」でもベルギー裁判所は裁判権を有する。したがって、外国人によって3年以上ベルギーに居住する外国人に対する国際人道法違反の犯罪について、「不在」普遍主義とほぼ同じ概念が用いられているわけである<sup>51)</sup>。被害者国籍国や容疑者所在国とベルギーとで裁判権が競合する場合、ベルギーの「不在」管轄権行使は、能動的属人主義の場合と同様、

47) Les questions (1<sup>ère</sup> - 81<sup>e</sup>) (non pas publié)

48) Arrêt de la Cour d'assises de l'arrondissement administratif de Bruxelles-Capitale, 29 juin 2005. (non pas publié)

49) ベルギーと犯罪人引渡し条約を結んでいる国のリストについては、*Doc. Parl.*, Chambre, 51 0103/003, sess. extr., 2003, Annexe 参照。

補完的と解される。

改正第10条の要点は、次の三点である。第一に、被害者がベルギー人の場合に加えて、事件時に3年以上、実際に、常時かつ合法的にベルギーに滞在していた外国人も受動的属人主義のカテゴリーに加えられた点である。この「3年以上」という条件は、実定国際法上、確立しているかどうか疑義がある。第二に、この受動的属人主義の適用の場合、外国人が容疑者であるが、その場合の訴訟の政治化を避けるために、訴追権限を連邦検察官に集中させ（つまり私訴当事者によって公訴を動かすことは許されない）かつその決定にいかなる不服申立も認めていない点、第三に、加えて、訴追排除の四つの条件を掲げ、特に国際裁判所やより事件と関連性を持ち公正な裁判が行える他国の裁判所を優先させることにした点である。第三の点は、2003年4月23日の法律における「民主制条項」を維持したものである。

- 
- 50) 「第10条 第6条、第7条第1項に定められている場合を除いて、ベルギー領域外で次の犯罪を犯した外国人は、ベルギーにおいて訴追される。

第1号 (略)

第1号の二 その犯罪時にベルギー国籍を有する者に対して又はは少なくとも3年前からベルギーに実際に (effectivement)、常時 (habituellement) 且つ合法的に (légalement) 滞在している (séjourner) 者に対する、刑法典第二卷第一編の二に定められた国際人道法の重大な犯罪。

予審を含む訴追は、起こりうる告訴を評価する連邦検察官の要請のみによって開始され得る。この決定に対する不服申立の手段はない。

前段の適用において事件関与した連邦検察官は、以下の場合を除いて、その告訴を予審するように予審判事に要請する。

一 その告訴が明らかに根拠がない場合、又は

二 告訴において示された犯罪行為が刑法典第二卷第一編の二で定められた犯罪の法的決定に合致しない場合、又は

三 受理可能な公訴がその告訴からは生じ得ない場合、又は

四 事件の具体的状況の結果、司法の適正管理の利益により且つベルギーの国際義務の遵守により、国際裁判所、若しくは犯罪行為が行われた場所の裁判所、若しくは犯罪行為者の国籍国の裁判所、若しくは犯罪行為者が所在しうる国の裁判所において、この事件が審理されなければならないことになる場合。但し、その裁判所が独立性、公平性 (impartialité) 且つ公正性 (équité) の資質を備えており、そのことが特にベルギーとその国を拘束する関連国際協定から生じうるようなときに限る。(以下、略)」（傍線部は改正部分）

- 51) V. BOSLY, *supra* note 38, p.273.

そして、国際人道法の重大な違反という最も重大な犯罪についてだけ私訴当事者により公訴を動かすこと (*mettre en mouvement*) を禁じ、ベルギー人に対する他の一般法上の犯罪については私訴当事者 (*Partie civile*) の構成が許されるというのは、ベルギー憲法10条の法の前の平等規定と同11条の認められた権利の無差別の保障という規定との合致性において「受け入れることは困難である」(コンセイユ・デタの意見)<sup>52)</sup>との批判が出た。そしてこの点について、*Ligue des droits de l'homme* と *Liga voor de Mensenrechten* (共に人権連盟という意味の名前) の二つの非営利団体がこの規定の無効を仲裁裁判所 (*la Cour d'arbitrage*)<sup>53)</sup> に提訴するに至ったのである (後述、IIIを参照)。

\*

以上のような「拡張された」能動的属人主義 (6条)、「拡張された」受動的属人主義 (10条) に加えて、2003年8月5日の法律は、もう一つの独特のカテゴリーを設けた。それが刑事訴訟法典序編12条の二である<sup>54)</sup>。

この12条の二の要点は、ベルギーに事件を裁判するよう「義務づける」(したがって「許容されている」だけでは不十分) 国際法の規則 (条約及び慣習法) あるいはEC法の二次法規がある場合、ベルギーは裁判権を有するということである。例えば、ジュネーブ諸条約49条/50条/129条/146条、拷問禁止条約6条1項、7条1項がその例である。そして、1993/1999/2003年法で設定され批判され続けた「不在」普遍主義は、表面上この12条の二で維持されているのである。12条の二は、訴追に際して容疑者「所在」を条件づける12条の例外となっているからである。しかし、起草過程が指摘するように、「『不在』普遍的管轄権 (*la compétence universelle in absentia*) を設定するようある国家を義務づける国際法の規則は存在しない。」<sup>55)</sup> よって実際上はベルギーは「不在」普遍主義を放棄したと解釈される。つまり、「不在」普遍主義の放棄は、あくまでも解釈レベルで

52) Avis du Conseil d'État, N° 35.697/2/V., *Doc. Parl.*, Chambre, 51 0103/001, sess. extr., 2003, p.26.

53) ベルギーの「仲裁裁判所」とは、法律の効力を持つ規範が、憲法と合致するかどうか並びに連邦国家、共同体、そして地域間の権力分立の規則に合致するかどうかを排他的に判断できる、極めて権威のある国内裁判所である。

ある。そして、「慣習的規則によって」という文言が今回新たに挿入されたことで、後の実定国際法が特定の犯罪、状況に置いて「不在」普遍主義を国家に義務づけるように発展した場合に対応できるようになっている。

「不在」裁判管轄については、予審と本案を区別する必要があると思われる。いくつかの国、例えばニュージーランド、ボリビア、ブルンジでは、容疑者不在でも予審は可能である<sup>56)</sup>。万国国際法学会の決議でも、普遍的管轄権の行使は「予審及び容疑者引渡し請求の行為を除いて、」容疑者が自国に所在することを条件づけている<sup>57)</sup>。

スペインの司法権法 (Ley orgánica del poder judicial ; LOPJ) もしばしば「不在」普遍主義／絶対的世界主義をとっている例として挙げられるが、スペインでも欠席裁判は禁止されているので、容疑者が所在しない場合には訴追を開始する

---

54) 「第12条の二 第6条から第11条に定められた場合を除いて、ベルギー裁判所は同様に、ベルギー領域外で行われた犯罪で、ベルギーを拘束する国際条約の又は慣習的規則 (une règle de droit international conventionnelle ou coutumière) 又は欧州連合の二次法規の規則によって定められたものについて、その規則がどのようなものであれ訴追の行使のために権限ある機関に事件を委ねることをベルギーに義務づけている場合、それを審理することができる。

予審を含む訴追は、起こりうる告訴を評価する連邦検察官の要請のみによって開始され得る。この決定に対する不服申立の手段はない。

前段の適用において事件関与した連邦検察官は、以下の場合を除いて、その告訴を予審するように予審判事に要請する。

一 その告訴が明らかに根拠がない場合、又は

二 告訴において示された犯罪行為が刑法典第二巻第一編の二で定められた犯罪の法性決定若しくはベルギーを拘束する条約によって国際的に告発されるその他のあらゆる犯罪に合致しない場合、又は

三 受理可能な公訴がその告訴からは生じ得ない場合、又は

四 事件の具体的状況の結果、司法の適正管理の利益により且つベルギーの国際義務の遵守により、国際裁判所、若しくは犯罪行為が行われた場所の裁判所、若しくは犯罪行為者の国籍国の裁判所、若しくは犯罪行為者が所在しうる国の裁判所において、この事件が審理されなければならないことになる場合。但し、その裁判所が独立性、公平性且つ公正性の資質を備えており、そのことが特にベルギーとその国を拘束する関連国際協定から生じうるようなときに限る。」(傍線部は2003年8月5日の法律による改正部分、傍点部は2003年12月22日の計画法律 (loi-programme) による改正部分)

55) *Doc. Parl.*, Chambre, 51 0103/001, sess. extr., 2003, p.9.

56) 拙稿、前掲註1、1092頁参照。

57) Resolution, *supra* note 33, para.3 b).

ことはできない<sup>58)</sup>。引渡し請求の例としては、1998年10月16日のピノチェト元チリ大統領（当時ロンドンに滞在中）に対する国際逮捕状の発布の例などがある<sup>59)</sup>。

一方、ドイツでは2002年6月30日に「国際刑事法典」(Völkerstrafgesetzbuch; VStGB) が導入され、その1条によれば、この法律はドイツ域外で行われドイツと何ら関連性のない国際法上の犯罪に適用されるとされ、改正刑事訴訟法 (StPO) 153条 f 項によれば、容疑者がドイツに滞在 (sich aufhält) していない場合または滞在が予期されない場合、検察官は訴追を思いとどまることが「できる」(kann) とし、「不在」普遍主義を潜在的に維持している点、今後の実行が注目される<sup>60)</sup>。

以上のように、実定国際法の現状では、少なくともある特定の予審、たとえば逮捕状の発布や犯人の捜査などについては、「不在」裁判管轄は容認されているといえるであろう。予審において、外国で行われた国際法上の犯罪に関して外国の個人を証言のために裁判所に出頭を命じるという普遍的管轄権の行使については、現在、国際司法裁判所で「フランスにおけるある種の刑事訴訟手続き事件」として係争中である。

また、ベルギー法には、いわゆる「民主制条項」が付け加えられており、他のより有効な裁判管轄がある場合はそれを優先させるようにしているのは、消極的属人主義の場合と同様である。同じく、訴追権限は連邦検察官のみに認められ、私訴当事者により公訴を動かすことが認められず、かつ連邦検察官の決定に対する不服申立も認められない。前述の二つの非営利団体は仲裁裁判所にこの規定の取り消しを求めた。

なお、ベルギー刑事訴訟法序編は新たに、国際条約で「義務づけられた」裁判権を超えて、「所在」普遍的管轄権を設定した。未成年者に対する性犯罪 (10条の三)、汚職 (10条の四)、海洋汚染 (17条の二) である<sup>61)</sup>。

58) 森下、前掲書註2、250-251頁。

59) 同書、251頁参照。

60) <<http://www.bmj.bund.de/media/archive/143.pdf>> 森下名誉教授は、ドイツの裁判権の行使は実際には制限的なものとなると分析している。森下、前掲書註2、252頁。

61) V. DAVID (Eric), « La compétence universelle en droit belge », *supra* note 8, pp.94-96.

\*

最終的に、2003年8月5日の法律29条により、係争中であった「ブッシュ事件」、「シャロン事件」、「ヤロン事件」、「ビヤ事件」（カメルーン大統領）、「フセイン事件」等に改正刑事訴訟法典が適用され、ベルギー破毀院は、いずれの事件も同6条1号の二、10条1号の二、12条の二のどの基準も充たさないとし、ベルギー裁判所の事件関与からの解放を決定した<sup>62)</sup>。これで實際上、ほぼ全ての政治化した事件が終結を見た<sup>63)</sup>。

ただ、現在進行中の訴訟も残っている。それが「ハブレ事件」である。ヒセンヌ・ハブレ (Hissène Habré) は1982年から1990年の間、チャドの独裁者であった。ハブレ政権下で約4万人もの市民が虐殺あるいは拷問されたとされる。ハブレは、1990年に現大統領のデビ政権が誕生した後、セネガルに亡命した。しかし、ベルギーにおいて、ハブレは、改正前の1993/1999年法に基づき訴追された。その後、2003年8月5日の法律により1993/1999年法は改正（廃止）されたが、経過規定に従えば、訴追したのはベルギー国籍を有する者であり、また予審はすでに開始されていたから、影響はなかった。最終的に、フランセン予審判事はハブレの国際逮捕状を發布し、ベルギー政府はセネガル政府にハブレの引渡しを要求した。しかし、セネガルのダカール控訴院は、2005年11月25日、ハブレの免除を理由に、ベルギーへの引渡しを判決する権限がないと判示した<sup>64)</sup>。かくして、最終決定はワッド・セネガル大統領の手に委ねられた<sup>65)</sup>。2006年1月24日にアフ

---

62) *Aff. Bush G.H.W. et consorts*, Cass., 24 septembre 2003, P.03.1216.F; *Aff. Sharon A. et consorts*, Cass., 24 septembre 2003, P. 03.1217.F; *Aff. Yaron A. et consorts*, Cass., 24 septembre 2003, P. 03.1218.F; *Aff. Biya et consorts*, Cass., 17 décembre 2003, P. 03.1517.F; *Aff. Hussein S. et consorts*, v. *La Libre Belgique*, 12 mars 2004; cf. *Aff. Francks & McCoy*, Cass., 14 janvier 2004, P. 03.1310.F.<<http://www.cass.be/>>

63) 「カガメ事件」においては、被害者が公訴時に3年未満の間ベルギーに正規に滞在し難民の出願者であったことから、破毀院は先決問題を仲裁裁判所に委ねた。*Aff. Kagame P. et consorts*, Cass., 19 mai 2004, P. 04.0352.F.

64) V. BALMON (Louis) (dir.), « Chronique des faits internationaux », *Revue générale de droit international public*, 2006/1, pp.170-171.

65) セネガル犯罪人引渡し法によれば、弾劾部の意見が引渡し要求に反対するならば、それはなされ得ない（17条）とし、反対の場合には引渡しはデクレによって許可される（18条）とされている。



リカ連合 (AU) は、この問題を審理する法律家委員会を設置、AUは、セネガルが外国での犯罪を裁判できるように国内法の法改正をしてハブレを訴追すべきであると結論し<sup>66)</sup>、ウッド・セネガル大統領もこれを受諾し、今日に至る。

### Ⅲ さらなる改正

2004年2月9日、前述のように、Ligue des droit de l'hommeとLiga voor de Mensenrechtenは、2003年8月5日の法律16条2号（刑事訴訟法典序編10条1号の二）と19条4号（刑事訴訟法典序編12条の二）が憲法10条、11条及び欧州人権条約6条（公正な裁判の権利）に合致しないとして、これらの条項の無効を仲裁裁判所に訴えた。また2004年5月14日、「TotalFinaElf事件」<sup>67)</sup>において、破毀院は、2003年8月5日の法律29条3項2段が、法制定時に予審中の事件は連邦検察官から破毀院に移されるが、訴えた者がベルギー人である事件は排除している点につき、ベルギーに逃れてきた難民も、憲法10条、11条及び191条に基づき、ベルギー人と同様に扱われるべきかの先決問題を仲裁裁判所に委ねた<sup>68)</sup>。

前者の問題について、仲裁裁判所は、2005年3月23日、1993年法が引き起こした問題に鑑みると、立法者が私訴当事者により公訴を動かすことを制限したことは合理的に必要であり被害者間の不均衡はないと考えた<sup>69)</sup>。しかし、連邦検察官の決定が独立した公平な裁判官により考察されないのは合理的に正当化されないとし<sup>70)</sup>、問題となった規定を無効と判示した。ただ立法者に法改正のための必要な時間を与えるために2006年3月31日まで当該規定を有効とした<sup>71)</sup>。この仲裁裁判所の判決を踏まえ、ベルギー上院 (le Sénat) は刑事訴訟法典序編10条及び

66) <[http://hrw.org/french/docs/2006/07/02/chad13693\\_txt.htm](http://hrw.org/french/docs/2006/07/02/chad13693_txt.htm)>

67) フランスの石油会社TotalFinaElfがミャンマー政府軍に兵站供与したとして、四人のミャンマー（ビルマ）人によって人道に対する罪で訴えられた事件。最終的に、破毀院は事件関与からの解放を決定した。*La Libre Belgique*, 30 juin 2005.

68) V. BENAÏSSA (Nabela), « La loi de compétence universelle. Commentaire des arrêts rendus les 23 mars et 13 avril 2005 par la Cour d'arbitrage », *Journal des tribunaux*, N° 6184, 2005, pp.389-391.

69) Arrêt n° 62/2005 du 23 mars 2005, par.B.6.3. <<http://www.arbitrage.be/>>

70) *Ibid.*, par.B.7.8.

71) *Ibid.*, par.B.10.

12条の二の法改正の審議にいったん入った(法案3-1266)<sup>72)</sup>。後者の問題については、仲裁裁判所は、2005年4月13日、当該規定は、難民に加盟国の国籍保有者と同等の裁判を受ける権利を定めた1961年の「難民の地位に関する条約」16条2項に反すると判断した<sup>73)</sup>。この判決を受け、ベルギー上院は、2003年8月5日の法律29条3項2段の「ベルギー国籍を有する個人」に難民も含まれる旨の解釈法の制定の審議にいったん入った(法案3-1544)<sup>74)</sup>。

このようにいったんは二つの別々の法案が上院に提案されたが、2006年2月21日、緊急に下院(la Chambre des représentants)に新たな、この二つの法案を合併する形の法案が提出された。「刑事訴訟法典序編を内容とする1878年4月17日の法律の特定の条項並びに国際人道法の重大な違反に関する2003年8月5日の法律の一条項を改正する法案」(法案3-1666)である<sup>75)</sup>。この法案は、2006年4月20日に下院を通過し、2006年4月25日、上院でも採択された。そして、2006年5月22日に公布された。この結果、古い二つの法案は目的を失い(sans objet)、審理停止となった。

この新たな「2006年5月22日の法律」<sup>76)</sup>は、仲裁裁判所の2005年3月23日の判決(第62判決)及び2005年4月23日の判決(第68判決)に合致するように刑事訴訟法典序編10条1号の二、同12条の二、及び2003年8月5日の法律29条3項2段を改正している。

第一に、刑事訴訟法典10条1号の二第1段の「拡張された」受動的属人主義の保護対象に、「難民の地位に関する1951年のジュネーブ条約及びその追加議定書の意味における、ベルギーで承認されベルギーに常居所を有する難民」が付け加えられた。次に、同第2段の「この決定に対する不服申立の手段はない」が削除され、連邦検察官の意見に対する訴えの道が開かれた。さらに、同第4段と5段

---

72) *Doc. Parl., Sénat*, 3-1266/1, sess.2005-2006.<<http://www.senate.be/>>

73) Arrêt n° 68/2005 du 13 avril 2005, par.B.5.

74) *Doc. Parl., Sénat*, 3-1544/1, sess.2005-2006.

75) *Doc. Parl., Chambre*, 51 2305/001, sess.2005-2006, pp.23 et s.

76) *Moniteur belge*, 7 juillet 2006, pp.34135-34137. Sur les textes intégraux, v. BEERNAERT *et al.*, *Code pénal*, 8<sup>e</sup> éd., Bruylant, Bruxelles, 2006.

が大幅に書き換えられた。新設第4段は、連邦検察官が3段1号（訴追が明らかに根拠がない）、2号（犯罪が国際人道法違反に当たらない）、3号（受理可能な公訴が生じ得ない）といずれかの理由を充たすという意見を下した場合、その意見をブリュッセル控訴院弾劾部で審理する旨の規定である。新設第5段は、弾劾部がその理由を充たさないと判断したときは、予審判事を任命する旨の規定である。新設第6段は、その旨の弾劾部の決定に対して連邦検察官は破毀院に訴えることができる旨の規定である。新設第7段は、3段3号を充たす場合、犯罪行為が2002年7月30日（ベルギーによるローマ規程の批准日）以降に行われている場合は、法務大臣は国際刑事裁判所に通告する旨の規程である。新設第8段は、3段4号（関係国が公正な裁判を行う場合）を充たすとき、連邦検察官は事件を棄却しかつその決定に対する訴えは認められない旨の規程であり、かつ法務大臣は2002年7月30日以降の事件については国際刑事裁判所に通告する旨の規程である。第二に、刑事訴訟法典序編12条の二の改正も、10条1号の二の改正とほぼ同様である。第2段で、連邦検察官の意見に対する訴えを認めないという規程が削除され、第4段、5段も、10条1号の二の新設第4段から8段までと同文の改正が行われている。第三に、2003年8月5日の法律29条3項2段の過渡規定に、ベルギー人に加えて、ベルギーで認められベルギーに常居所を有する難民が付け加えられる改正が行われた。

ルワンダ首都キガリで10名のベルギー人PKO要員が殺された事件の訴訟（被告、Ntuyahaga 首席参謀）も2007年4月17日に開始が予定されている<sup>77)</sup>。「ベルギー人道法」は、その趣旨を保ちつつ、将来の実定国際法の発展を静かに待っているのである。ただ、国内裁判所は、第一に、たとえ制限的であれ国際裁判所の機能を尊重し、第二に、国際的協調を確保する必要があるのは言うまでもない<sup>78)</sup>。

77) *La Libre Belgique*, 6 octobre 2006.

78) V. VERHOEVEN, *supra* note 32, p.71. なお、2005年12月16日の国連総会決議60/147 (A/RES/60/147, Annex, para.5) も参照せよ。Sur cette Résolution, v. d'ARGENT (Pierre), « Le droit de la responsabilité internationale complété ? », *Annuaire français de droit international*, 2005, pp.27-55.

\*ルワンダ・ジェノサイドの被害者団体IBUKA-Belgaの代表Aloys KABANDA氏より入手困難な資料の提供を受けた。また諸先生方に草稿を見ていただき貴重なご意見を賜った。ここに厚く御礼を申し上げます。

〔追記〕

2006年11月17日、パリ大審裁判所 (Tribunal de grande instance de Paris) のブリュギエール判事は、1994年4月6日のハビヤリマナ大統領機撃墜事件に、ポール・カガメ現ルワンダ大統領や他のF.P.R. (Front Patriotique Rwandais ; ルワンダ愛国戦線) のメンバーが関わっていたとして、同メンバーらに対して国際逮捕状を発布した。ただ、カガメ大統領については免除を適用し、この訴訟では訴追できないとした。(Délivrance de mandats d'arrêt internationaux, Ordonnance de Soit-Communiqué, Tribunal de Grande Instance de Paris, Cabinet de Jean-Louis BRUGUIERE, Parquet : 97.295.2303/0, Cabinet : 1341, non pas publié ; [<http://blog.multipol.org/public/rwanda-rapport-bruguiere.pdf>])

〔追記2〕

2007年2月2日に、セネガルで、ハブレを訴追できる新法が成立した。